

情報通信審議会情報技術分科会 航空無線通信委員会
 航空監視システム作業班（第8回会合）及び
 航空無線電話・航法システム作業班（第3回会合）
 合同会議（第2回） 議事要旨（案）

1 日 時 平成 22 年 7 月 2 日（金） 14:00～15:10

2 場 所 中央合同庁舎第7号館9階 903 会議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

小瀬木 滋（主任）、南 正輝（主任代理）、伊藤 達郎、伊野 正美、井口 克也、
 上野 誠、臼井 範和、大串 盛尚、勝田 正博、島村 定夫（代理：木ノ原 正一）、小山 修、近藤 天平、佐藤 克宏、志田 命彦、鈴木 勝、鷹觜 清一、
 辻 宏之、萩中 広樹、畠 清之、平田 俊清、藤井 啓造、松澤 佳彦、水谷 悟、
 山崎 潤、山本 奕夫、吉田 努

(2) オブザーバ（敬称略）（航空無線通信委員会 運営方針 第5項に基づく出席）

門脇 直人（（独）情報通信研究機構）
 杉田 泰久（（株）J A L エンジニアリング）
 宮崎 裕己（（独）電子航法研究所）

(3) 事務局

衛星移動通信課 鳥越企画官、小鹿課長補佐、竹下専門職

4 議事概要

小瀬木主任代理から開会の挨拶の後、航空無線通信委員会運営方針 第5項に基づき門脇氏、杉田氏及び宮崎氏の参加について連絡があり、その後各出席者の自己紹介がなされた。

事務局から配付資料の確認を行った後、小瀬木主任により議事が進められた。

(1) 前回議事要旨の確認について

事務局から、資料 10-CNS 作合 2-1 及び資料 10-CNS 作合 2-2 に基づき、航空無線電話・航法システム作業班（第2回）及び航空監視システム作業班（第7回）の各議事要旨について説明が行われた。当該議事要旨について意見がある場合は、平成 22 年 7 月 9 日までに事務局あて連絡を行うこととなった。

(2) 第 1 4 回航空無線通信委員会の報告について

ア 航空無線通信委員会の定例化

事務局から、資料 10-CNS 作合 2-3 に基づき、航空無線通信委員会の審議の定例化について説明があり、その後の質疑応答において特段の意見はなかった。

イ I C A O 条約第 1 0 附屬書第 8 5 改正概要

事務局から、資料 10-CNS 作合 2-4 に基づき、I C A O（シカゴ）条約第 1 0 附屬書第 8 5 改正の概要について説明があり、その後の質疑応答において特段の意見はなか

った。

引き続き、小瀬木主任及び宮崎氏から、資料 10-CNS 作合 2-5 ICAO ANNEX10 改正 85 の背景について説明が行われた。

この後行われた質疑応答については以下のとおり。

事務局：ICAO 第 10 附属書 85 改正では、ILS 覆域に関する既存の規定に対し、オプション的に要件緩和が追加されるが、これは具体的にどのような場面での適応が考えられ、どのような効果が見込めるか。

小瀬木主任：例えば、滑走路コースの左右に建物等があり、反射の影響によって現在の ILS 覆域要件を満たせない場合にも、支障のない範囲の要件を緩和することで置局を可能とする効果が見込める。

平田構成員：ACAS や ATC トランスポンダなど機上設備について、これから出てくるものは良いかもしれないが、今存在する古い設備に対する経過措置は、ICAO でも考慮されているのか。

小瀬木主任：ICAO に対しては日本からも、対応するためのコスト面の問題に関して提言している。このような意見に対し、「2011 年以降に承認された機器に対して有効とする」という話が出てきている。

機器によって多様な事例が考えられるが、過去の事例として、参考資料 4 に ACAS の導入・改正時の流れがまとめられている。先に暫定的基準を策定し (SARPs)、これに準拠した機器を製造し、評価する。その結果をもって詳細に制度に反映するという流れである。

松澤構成員：過去には Protection Date というものがあって、ある一定の期日までは改訂できないというものがあったが、最近は機器の進歩が早いため、今ではその適用がされていないようだ。

引き続き、臼井構成員から、資料 10-CNS 作合 2-6 に基づき、ICAO ANNEX10 85 改正の影響について説明が行われ、また、伊藤構成員から、資料 10-CNS 作合 2-7 に基づき、ICAO ANNEX10 改訂 85 に関する技術検討結果について説明が行われた。

この後行われた質疑応答については以下のとおり。

事務局：ILS 覆域の要件緩和は、置局の選択肢が広がるものと考えるが、既存の空港においてコース脇に建物を建てる必要が生じることなどはあるか。現在の要件では満足しなくなるために建物が建てられないが、改正によって可能性が広がるのではないかと思う。

臼井構成員：航空法上、近傍に高い建物はむやみに建てられない。ILS の運用開始後に、建てる必要が生じた事例というのはあまり聞いたことがない。

松澤構成員：元々、ICAO でのこの要件緩和の話は、スイスなどで山間に空港を造りたいが地形条件から要件を満足できないため、というところから始まったと聞いており、緩和要件を必要とするのは特殊な事例となるかもしれない。

小瀬木主任：国内制度への反映については重要なことであり、本日の場だけでなく、この後で意見等あれば、一定の期限までに文書により提出して頂きたい。それにより、必要に応じて関係メンバーにより詳細の議論を行いたい。

(3) ICAO 条約第 10 附属書第 85 改正への対応について

事務局から、資料 10-CNS 作合 2-8 に基づき、改正 85 への対応方針（案）について説明が行われ、当該対応は電波法関係規定への反映の要否、そのタイミングなどについて検討するというのが大きな柱であることが確認された後、特段の異論はなく、当該方針案に基づいて進めることとなった。

(4) その他

事務局から、資料 10-CNS 作合 2-9 に基づき、今後の検討スケジュール（案）について説明が行われた。

この後行われた質疑応答については以下のとおり。

事務局：資料の補足だが、資料 2-3 別紙に書かれているとおり、ICAO85 改正については今年 11 月頃適用となる。よって、国内でも 9 月頃に会議を開催し、11 月までに結論を出さなければならない。

鷹觜構成員：ICAO のスケジュールでは照会が 7 月のようだが、85 改正について日本としてはこれに向けた対応をとるのか。また、どのような回答を予定しているのか。

事務局：7 月中の間に回答しなければならぬのは、日本として、ICAO の改正に反対する場合。そうでない場合は、特段の回答を行わない。85 改正については、今のところそこまでの反対意見は出ておらず、国内規定への反映の要否の検討からで大きな問題はないものと思慮。

鷹觜構成員：了。

その他特段の異論はなく、当該検討スケジュール（案）に基づいて進めることとなった。

また、資料の内容、85 改正の国内反映について意見等あれば、1 ヶ月を目途に事務局まで書面等により提出することとなった。

別途、本改正に關係の深い構成員等により打ち合わせを行うため、事務局はその連絡調整を行うこととなった。